学校生活のきまり

安全で、楽しい学校生活を送るためにはみんなで守っていくきまりが必要です。中央中学校 生徒としての自覚をもち、自らきまりを守っていきましょう。

I 登下校

- (1) 登下校時は通学路を通り、安全に気を付け、途中で買い食いや寄り道をしない。
- (2) 学校への出入りは、決められた場所から行う。
- (3) 8時25分までに教室に入り、読書をする。
- (4) 遅刻して来たときは職員室に寄り、連絡票をもらって授業に出る。
- (5) 下校の際は教室を整頓し、施錠する。
- (6) 放課後、用事がない場合はすみやかに下校し、まっすぐに帰宅する。
- (7) 係活動や部活動その他用事がある場合は、担当の先生や顧問の指示に従い、活動終了後はすみやかに下校する。

2 授業

- (1) 時計を見て、授業前には席につき、次の授業の準備をする。
- (2) 始業の「お願いします」、終業の「ありがとうございました」の挨拶をしっかりと行う。
- (3) 授業には積極的に参加し、正しい姿勢で、私語をせずに真剣に取り組む。
- (4) 忘れ物をしない。(私物の教材や文具等の貸し借りはしない。)
- (5) 教具や特別教室の備品等の公共物は大切に取り扱う。

3 休み時間

- (1) 休み時間にトイレを済ませ、次の授業の準備や特別教室等への移動を行う。
- (2) 教室の窓を開け、空気の入れ替えをする等、換気に注意する。
- (3) 安全に留意した行動を心がける。
- (4) ガラスや器物を破損した場合は、速やかに学級担任の先生に届け出る。
- (5) 登校後は下校時まで校外へ出ない。(やむを得ず外出する場合は、必ず先生の許可を得ること。)
- (6) 上着を脱ぐ場合は、学生服のきまりを守ること。

4 掃除

- (1) 掃除の開始と終了時は、担当者が全員そろっていることを確認する。
- (2) 掃除用具は大切に取り扱うとともに、所定の位置に保管する。
- (3) 掃除時間は担当区域を離れずに、協力して黙動で清掃に取り組む。

5 諸連絡

- (1) 欠席や遅刻をする場合は、朝のうちに保護者より学級担任に届け出る。
- (2) 早退等について、事前に分かっている場合は、保護者より学級担任に届け出る。

学生服のきまり

型		タイプ°A (詰襟型)	タイプB (セーラー型)	タイプ°C (北九州スタンダード型)
冬服	上	○学校指定の 標準型詰襟学生服	○学校指定(éライン、éネクタイ)のセー ラー服 ・ネクタイは正しく結ぶ。	○北九州スタンダード 標準服
	下	○学校指定の スラックス	○学校指定の紺色の ジャンパースカート・スカート丈は膝が隠れる程 度の長さにする。	○北九州スタンダード標準服 (スラックス・スカート)・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。
夏服	식	○白色無地の開襟シャツ、カッターシャツまたは白色無地のポロシャツ・ポロシャツは、北九州スタンダード型に準ずるものであれば許可する。		
	一十	○学校指定の スラックス	○学校指定の紺または グリングレー色の ジャンパースカート・スカート丈は膝が隠れる程 度の長さにする。	○北九州スタンダード標準服 (スラックス・スカート)・スカート丈は膝が隠れる程度の長さにする。

(1)学生服・セーラー服・ブレザーの着用期間

◎学生服の夏服・冬服着用についての移行期間はありません。 その日の気候や体調に応じて、自分で判断して着用しましょう。

(2)その他の服装等のきまり

- ◎学校のきまりについては、毎年、見直しを行っており、令和4年度も生徒総会等、 生徒の意見をもとにいくつかの変更をしています。現在のきまりは次の通りです。
- ◎自己と家庭で十分に判断し、学習の集中を妨げたり、華美なものは使用したりしないことを 原則としています。

		昭壮かどのままり 及が研会車店		
		服装などのきまり及び留意事項		
学校指定のもの	名札	○学校指定の名札(プラスチック製)を使用し、左胸に必ず安全ピン止めする。 ※差用は校内のストー 発下校時の校外活動では原則差用しない。		
	10	※着用は校内のみとし、登下校時や校外活動では原則着用しない。		
	上靴	○学校指定の学年カラ―ライン入りひも靴とする。(R5新入生は緑ライン)		
	通学カバン	○学校指定の校章(ロゴ)入りのものを使用する。 (大:メインバッグ 小:サブバッグ) ※サブバッグのみの登校は原則しない。		
	体操	○学校指定の体操服上下(夏・冬) 帽子を使用。		
通学靴		○運動靴(ハイカットは使用しない) 色の規定は廃止(※改正)		
靴下		○白色、黒色、紺色(※改正)を基調としたもの。(ワンポイント可)		
		※短いもの(くるぶしソックス)などは使用できない。		
		○タイツは黒色またはベージュを基調としたもの。		
防寒着		○防寒着として以下のものを許可しており、気候に応じて着用可とする。		
		華美なものにならないようにする。		
		◆防寒着…カーディガン、ベスト、セーター、マフラー、ネックウォーマー、手袋、コート		
		〇カーディガン、ベスト、セーターは、黒または濃紺で無地のものとする。		
		(ワンポイント可)		
		※マフラー、ネックウォーマー、手袋の着用は登下校時のみとする。		
		※コートは事前に学校に持ってきて着用許可を得ること。		
		○ジャンパースカートを着用する場合は、スカートと同色同生地のものとする。		
		※ボタンホックで留める。		
ベノ	レト	○スラックスを着用する場合は、黒または濃紺、茶色の単色無地のものを基調とする。		
		※穴の多いものは使用しない。		
		 ○前髪は目にかからないようにし、後ろ髪が肩よりも伸びた場合は頭頂部よりも		
髪		下で結ぶ。		
	型	○ゴム、ピン留めを使用するときは、黒、紺、茶の単色のものを基調とする。		
	至	※パーマ、脱色、染色、付け髪などはしない。また、整髪料なども使用しない。		
		※眉や額、頭髪を華美で特殊なものにしたりしないこと。		
		※清潔感のある身だしなみとし、過度な場合は先生が指導する。		
		○危険物や学校に不要なもの(スマホ等)は持ってこない。		
その他		○制汗剤を使用する場合は、シート状で他の人が気になり、		
		困るような強い香りのものは控える。(スプレーや液体タイプは使用しない)		

校外生活のきまり

生徒一人一人が安全に、楽しく、健全に生活していくために、家庭でしっかりと話し合い、保護者と一緒にきまりを確認し、守っていきましょう。

1 外出

- (1) 外出するときは、外出先や帰宅時間など、必ず保護者に伝えましょう。
- (2) 単独や保護者のいない場合、4 月~ 9 月は午後7時まで、10 月~ 3 月は午後6時までには帰宅するようにしましょう。(時間は目安です。日没までには帰宅しましょう)
- (3) 夜間の外出はしないようにしましょう。
- (4) 塾などで帰宅時間が遅くなるときには、複数で帰る、明るい道を通るなど、安全に十分な注意を はらいましょう。

2 外泊

- (1) 外泊は絶対にしないようにしましょう。
 - ◎ 県では「青少年健全育成条例」を定め夜間外出や外泊を制限しています。

3 交通事故の防止

- (1) 自転車に乗るときは規則を守り、安全に十分注意すること。
- (2) バイク、自動車等は絶対に運転しないこと。
- (3) 暗くなってからの通行には特に注意をはらうこと。
- (4) 自転車に関して、ヘルメットが着用努力義務化になっています。安全のために、ヘルメットを着用しましょう。

4 SNSの利用

- (I) 携帯電話やスマホは、保護者の責任において購入し、利用時間や方法については、家庭でよく話し合いしょう。
- (2) スマートホン(以下、スマホ)・PC・タブレット端末等でSNSを利用する時には、ルールやマナーを守り、正しく利用しましょう。
- (3) SNSへ自分や知人の写真等個人情報の掲載は、トラブルになることが多いため、やめましょう。
- (4) スマホやタブレットなどに関して、夜 10 時以降の使用を控え、十分な睡眠と休養をとりましょう。

5 その他

- (1) 中学生が身体を害する飲酒、喫煙や犯罪行為(シンナー等薬物接種)は絶対にしないこと。
- (2) 刃物など危険なものは持ち歩かないこと。
- (3) ゲームセンター・カラオケボックス等の遊技場へは、単独や友人同士では行かないこと。
- (4) キャンプ・登山・海水浴・旅行などへ行くときは必ず責任の持てる人と行くこと。
- (5) 誘拐や恐喝など犯罪被害を受けそうになったら大声で助けを求めましょう。もし被害をうけたらただちに警察・家庭・学校に連絡しましょう。

生徒会規約

第|章 総 則

- 第1条 本会は、北九州市立中央中学校生徒会という。
- 第2条 本会は、本校生徒全員で組織する。
- 第3条 本会は、生徒が民主的な社会生活を学び、平和で秩序のある校風をつくることを目的する。
- 第4条 本校生徒会の自治活動は、教師の指導のもとに行われる。

第2章 組 織

- 第5条 本会には次の議決機関と執行機関を置く。
 - (I) 生徒総会

生徒総会は本校生徒全員をもって構成し、生徒会の最高議決機関である。

(2) 三役会

三役会は会長、副会長、書記をもって構成し、必要に応じて三役会をもち、執行部に提案する事項 を協議する。

(3) 執行部

執行部は三役、各専門委員長、副委員長をもって構成し、代議員会に提案する事項を協議する。

(4) 代議員会

代議員会は、各クラス代表によって構成し、総会に次ぐ決定権をもつ。

(5) 専門委員会

専門委員会はつぎの各学級の各種委員をもって構成し、学級からの提案事項、その他の諸問題について協議する。

- ①生活委員 ②学習委員 ③体育委員 ④環境衛生委員 ⑤文化委員
- (6) 学年別委員会

各学年で必要に応じて招集する。

(7) 学級委員

学級会は学級生徒をもって構成し、学級、学校に関する諸問題について協議する。

第3章 役員及び選挙

- 第6条 本会は次の役員をおく。
 - (1) 会長(3年生)
 - (2) 副会長(3年生1名、2年生1名)
 - (3) 書 記(3年生1名、2年生1名)
 - (4) 専門委員長、副委員長(10名)
- 第7条 各役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は生徒会活動の中心となりその全般について統轄する。
 - (2) 副会長は会長を助け、会長に支障あるときはその代行を務める。
 - (3) 書記は本会の一切の記録や書類を整理し必要な事項は全員に連絡する。

- (4) 専門委員長、副委員長は各部会で協議された事項を整理し執行部、代議員会において提案する。 第8条 役員の選挙は次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、書記は生徒全員の選挙で選出し、校長が任命する。
 - (2) 専門委員長、副委員長は会長が委嘱し、校長が任命する。
- 第9条 役員の任期は次のとおりとする。

任期は1年とし、10月を改選期とする。

第4章 会議規定

- 第10条 生徒総会
 - (1) 生徒総会は年1回開くものとする。

ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- (2) 生徒総会の成立は全生徒の5分の4以上が出席すれば成立し、その議決は出席者の過半数が賛成したときに可決する。
- (3) 生徒総会の正副議長及び書記は出席者中より推せんにより選出される。
- 第 | | 条 専門委員会

専門委員会は月1回開くものとする。

ただし、必要に応じて開くことができる。

第 12条 執行委員会(執行部)

必要に応じて開くことができる。

- 第 13 条 各委員会並びにその他生徒会の集会活動等には顧問教師をおくこと
- 第 14条 学級役員の仕事分担と任期
- (1) 代議員は学級及び学級活動の世話をする。
- (2) 生活委員は学級での生活上の問題について話し合いを進め指導する。
- (3) 学習委員は学習活動の世話をする。
- (4) 体育委員は保健衛生及び健康についてまた体育関係の世話をする。
- (5) 環境衛生委員は校舎内外の環境の整備及びリサイクル活動にあたり指導する。

また、保健衛生及び健康についての世話をする。

- (6) 文化委員は、文化行事及び視聴覚関係の世話にあたる。また、図書の閲覧、管理などの世話をする。
- (7) 上記の各委員の任期は前期・後期の各期間とする。
- 一部改正 平成27年度生徒総会において、第5条、8条、14条を改正。
 - 一部改正 平成30年度生徒総会において、第11条を改正。
- 一部改正 平成3年度生徒総会において、第5条、14条を改正。

生徒会役員選挙管理規定

- 第1条 この規定は、北九州市立中央中学校生徒会規約第6条、及び第8条に基づいて定める。
- 第2条 この規定は、北九州市立中央中学校生徒会役員の選挙に適用する。
- 第3条 選挙は原則として 10 月に行う。補欠選挙を行う場合は、理由発生日より1か月以内に行う。
- 第4条 選挙を行うときは、その事務処理を選挙管理委員会が行う。
- 第5条 選挙管理委員会は、選挙管理委員会は、3年生の各クラスの代議員2名と代表数名の合計8名以上で構成する。
- 第6条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付
- (3) 立候補者の名簿の作成
- (4) 選挙運動の指導
- (5) 投票用紙の準備・管理・開票
- (6) 当選者の確認・発表
- (7) その他選挙に関する一切の事務
- 第7条 生徒会会員は、誰でも自由に立候補できる。ただし、締切日を過ぎても定員数に達しない場合は、 各学級は、立候補者を推薦する。
- 第8条 選挙運動は選挙管理委員会の指示によって行う。
- (1) 立会演説会は、選挙管理委員会の指示によって行う。
- (2) ポスターの掲示については、選挙管理委員会の検印のあるものを、I 人5枚以内とし、必ず責任者名を記入すること。
- (3) 掲示場所は、選挙管理委員会が指定した場所とする。
- (4) 選挙に関するその他のことについては、選挙管理委員会に従う。
- 第9条 選挙は、生徒会会員全員によって直接選挙を行う。
- 第 10 条 会長は、2 年生から1名、副会長・書記は1、2年からそれぞれ1名ずつ選出する。 また、投票は原則として無記名式とし、各候補についての投票を行う。
- 第 11 条 この規定は、代議員会で過半数の賛成を得れば、修正できる。
 - 一部改正 平成27年度生徒総会にて、第12条を全文削除。 平成30年度、第5条を改定。

部活動心得

第一条 時間

- 1.特別活動、学級活動を優先するが放課後は速やかに練習を開始する。
- 2. 解散時間は原則として18:30とする。
 - * 大会前等決められた時間を越えて練習する場合には、特例として事前に職員会の承認を 得て顧問の判断のもと保護者に連絡の上活動する。
- 3. 練習終了後は、全部員が終礼場所に集合し顧問の指示により解散する。
- 4. 解散後は、速やかに下校する。
- 5. 定期考査前の活動は、一週間前から原則として中止する。
- 6.休養日を次の通り設定する。
 - ①週あたり平日に1日以上と土日のどちらか一方を休養日とする。
 - ②部活動の状況により平日に週あたり|日以上の休養日の設定が困難な場合、一定数以上の休養日(定期試験前や学校閉庁日等)を平日に設定することとする。 (4月~8月:22日以上、9月~12月:17日以上、1月~3月:13日以上)。
 - ③大会等の事情により土日に休養日を設定できない場合、他の日に振り替えて設定する。
 - ④毎月第3水曜日を全市一斉の休止日とする。
 - ⑤学校閉庁日は原則、部活動休養日とする。

第二条 部 室

- 1. 部室は、部活動の時間のみ使用する。それ以外の時間は施錠をし、カギは顧問が管理をする。
- 2. 部室は、常に整理整頓し、部活動に必要なもの(ジャージ、シューズ等)以外は置かない。また、マンガ、雑誌、ジュース、お菓子等は絶対に持ち込まない。
- 3. 部室には、部員以外の生徒を入れない。
 - * 以上の事を守れない場合は、部室の利用を禁止する。

第三条 生活面

- 1. 部員は常に中央中学校の代表としての誇りを持ち、服装、挨拶などの他の生徒の見本となるように心がける。
- 2. 部員が生徒指導上の問題を起こした場合は、必要に応じて顧問会議を開き、活動停止又は大会出場禁止等の処分を行う。
- 3. 買い食いは禁止する。土日の昼食は、原則として弁当を持ってくる。やむを得ず外へ買いに行く場合は、平日の昼食として認められていないものは禁止する。
- 4. 昼食を食べる場合には、顧問の指定した場所を使用し、きれいに片付ける。

第四条 服装

- 1.練習時の服装は部で定められたものとする。
- 2. 更衣は、部室又は定められた場所で行う。
- 3. 登下校時の服装は、学生服もしくは体操服とする。ただし、各部で統一指定されたジャージ等がある場合には、その服装でもよい。

4. 試合等に応援に行く際、本校が会場の場合は部活動指定の服装または制服を着用すること。他校が会場の場合は必ず制服を着用すること。

第五条 練習場所

- 1. 校地内を原則とし、高炉台公園、八幡東体育館等、校外での練習(対外練習試合)について は校長の許可を得ること。
- 2. 多目的ホールを使用する場合は、顧問の指示のもと、周囲の状況を考えた練習内容で行う。
- 3.練習に使用した場所の戸締まりをきちんと行う。

第六条 その他

- 1. 学習と部活動の両立を心がける。
- 2. 生活面と同じように他の生徒の見本となるように心がける。
- 3. 家庭での学習時間を合理的に使うようにする。
- 4.活動上の諸問題については遠慮なく顧問に相談すること。

図書室利用心得

- (1)開室日と時間は、月曜日から金曜日までの昼休みと放課後とする。
- (2)本を自由に取り出してよいが必ず元の所に返すこと。(分類番号順)
- (3)本をいためないように取り扱い、本に書き込んだり、項を折って目印にしたりしないこと。
- (4)図書室内では、大声で話したり、他人の迷惑になったりするような行為は慎むこと。
- (5)本を借りるときは受付に本を出し、バーコードによる貸し出し処理を終えてから,持ち出すこと。
- (6)漫画本は貸し出さない。
- (7)借りた本の貸出期間は2週間とし、I人I回に3冊以内を原則とする。返すときは受付でバーコードによる返却処理をしてもらい、元の本棚に戻す。
- (8)図書室は学習室ではないので、宿題や試験勉強はしないこと。
- (9)学年の取り組み等で使用する場合、各学年の文化委員会担当の先生が図書ボランティアに連絡をすること。
- (10)図書室内での飲食は禁止する。